

2019年6月27日

株式会社アーバンビジョン

代表取締役社長 内藤 雅之

問合せ先： 管理部 03-5418-5100

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率及び健全性を高め、長期的な視点に基づき安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上の重要課題であると認識しております。

この実現のため、法令及び企業倫理の遵守の徹底、経営環境の変化に迅速適正かつ合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行をより効率的に行う社内体制の構築等の施策に取り組み、最良のコーポレート・ガバナンスを追求してまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得るため、経営情報の適切な開示を通じ透明性の高い経営を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社都市構想	500,000	50.00
内藤雅之	500,000	50.00

支配株主名	内藤雅之
-------	------

親会社名	—
------	---

補足説明

上記大株主の状況は、2019年3月31日付の株主名簿によるものであります。  
株式会社都市構想は内藤雅之氏の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京証券取引所 TOKYO PRO Market
決算期	9月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田之口 利孝	その他											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
田之口 利孝	—	—	長年に亘る国税局勤務で培った税務に関する豊富な専門知識を当社の経営に活かしていただくため招請したものであります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

良質な企業統治体制の確立に向けて、三様監査それぞれの実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互に連携を深めております。

監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、会計監査や業務監査の結果の情報を交換し、双方向からの積極的な連携により、監査の品質向上に努めております。

監査役と内部監査責任者は、適宜会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、報告会の実施など効果的な監査の実施に努めております。

内部監査責任者と会計監査人は、適宜会合を持ち、主として財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果についてミーティングを実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大川 賢二	他の会社の出身者													
村上 義臣	他の会社の出身者													
山本 智史	公認会計士													
谷口 明史	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
大川 賢二	—	—	他社において長年に亘り監査役を歴任しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社監査に反映していただくため招請したものであります。
村上 義臣	—	—	当社事業と関連の深い分野における業務経験と専門知識を有しかつ他社において監査役を歴任し豊富な経験と幅広い見識を有することから、それらを当社監査に反映していただくため招請したものであります。
山本 智史	—	—	公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を当社監査に反映していただくため招請したものであります。
谷口 明史	—	—	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくため招請したものであります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

<p>当社の役員報酬につきましては、株主総会において決議された報酬限度額の範囲で各取締役の業績に応じ決定しております。役員に対するインセンティブ付与に関する施策につきましては、今後導入等を検討してまいります。</p>
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>平成 30 年 9 月期の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。</p> <p>取締役を支払った報酬：49,065 千円（うち社外取締役：900 千円）</p> <p>監査役を支払った報酬：8,100 千円（うち社外監査役：8,100 千円）</p> <p>※上記の報酬は、発行者情報及び定時株主総会招集ご通知において開示しております。</p>
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬限度額は、平成 29 年 12 月 21 日開催の第 15 回定時株主総会において年額 80,000 千円以内（使用人兼務取締役の使用人分報酬を含まない。）と、監査役の報酬限度額は、平成 30 年 12 月 14 日開催の第 16 回定時株主総会において年額 15,000 千円以内と、決議いただいております。なお、取締役と監査役の報酬の決定方法は、取締役の報酬については、株主総会で承認された取締役報酬限度額の範囲内において、その分配を取締役会で決定しており、監査役の報酬については、株主総会で承認された監査役報酬限度額の範囲内において、その分配を監査役の協議により決定しております。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>当社は、社外取締役及び社外監査役のサポートを専属で行う担当部署を設置しておりません。</p> <p>社外取締役及び社外監査役に対しては、経営企画室より取締役会資料等を事前に配布し、場合によっては事前に説明を行うなど、社外取締役及び社外監査役が議案を検討する時間を十分に確保するよう努めております。</p>
---

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、会社法上の機関として取締役会及び監査役を設置するとともに、経営及び業務執行に関する審議機関として経営会議を設置し、また監査役相互の連携を図るため監査役会を設置しております。

### 1. 取締役会

取締役会は、取締役5名で構成されており、このうち1名は社外取締役であります。取締役会は、定例取締役会を月1回開催し各取締役より業務執行の報告を受けているほか、必要がある場合には随時臨時取締役会を開催しております。また、取締役会は、経営上の意思決定機関として「取締役会規程」に定める重要事項についての意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督しております。取締役会には原則として監査役全員が出席し、必要に応じて意見陳述する等、適正な監視に努めております。

### 2. 経営会議

経営会議は、業務執行取締役及び執行役員で構成され、原則として週1回定例会を開催しております。経営会議は、事業プロジェクトに関する審議及び決裁、商品販売価格の決定、「職務権限規程」に基づく決議事項の審議及び決裁、取締役会又は招集権者から審議が必要と判断された事項の審議、各部署より提案された事項の審議、その他部署を跨る共通課題及び懸案事項の審議を行っております。これらの審議機能を経営会議が担うことにより、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。また、経営会議には、オブザーバーとして常勤監査役及び経営企画室長が出席しております。

### 3. 監査役会

監査役会は、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名で構成されており、定例監査役会を月1回開催するほか、必要がある場合には臨時監査役会を開催しております。また、監査役会は、監査計画の策定、監査に関する諸規程の制定、監査業務の分担等の決定及び監査報告作成の協議等を行っており、加えて、監査役相互の情報連絡を確認する場としても機能しております。なお、監査役4名は、いずれも社外監査役であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率及び健全性を高め、長期的な視点に基づき安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上の重要課題であると認識しております。この実現のため、当社では、取締役5名のうち1名を社外取締役とすることで経営管理機能を高め、また監査役4名全員を社外監査役とすることで経営に対する監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、客観的かつ中立的な視点から経営への管理・監督機能を果たすことが重要であると考えており、この体制により経営に対する外部からの監視・監督機能が十分機能するものと認識しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が総会議案の検討に十分な時間を確保できるよう、可能な範囲で株主総会招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席いただけるよう、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けて定時株主総会の開催日を設定するよう留意してまいります。
その他	議決権行使の円滑化を図るため、招集通知のホームページへの掲載を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに投資家向け情報のページを設け、決算情報及び適時開示情報等を掲載する予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、行動規範において、あらゆるステークホルダーから信頼される行動をとることを定め、定期的に行うコンプライアンス研修を通して社内への浸透を図っております。



## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、広く経済社会に貢献し社会に信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付け、適確かつ迅速な意思決定が可能となる業務執行体制、適正な監督・監視体制及び経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を図り、多様かつ長期的な視点に基づきコーポレート・ガバナンスの充実を追求してまいります。

(内部統制システムの整備の状況)

## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令・定款及び社会規範を遵守するためコンプライアンス・マニュアルを制定し、全社に周知徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンスを推進するための委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化にあたる。
- (3) コンプライアンスに関する教育研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の向上とコンプライアンスを最重視する企業風土の醸成を図る。
- (4) 内部通報制度及び外部通報窓口を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、作成及び保存する。
- (2) 上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧できる場所及び方法とする。
- (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り「文書管理規程」に定める通りとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、当社の経営における各種リスクに対応するための組織として委員会を置き、責任者を定める。
- (2) 委員会は、全社的なリスク管理の推進に関わる課題及び対応策を協議・決定し、従業員への周知徹底を図る。また、重要なリスクについては、取締役会へ報告を行う。
- (3) 危機発生時には危機対策本部を設置し、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の権限及び責任を明確

にする。

- (2) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定及び全取締役の業務執行状況の監督を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議のうえで当該使用人を任命し、監査業務の補助に当たらせる。

6. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令に従い優先的に指示された業務を実施する。この場合において、当該使用人は、取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないものとする。  
 (2) 当該使用人の人事異動及び人事評価等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会と経営会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を受けることができる。  
 (2) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。  
 (3) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査役に報告する。  
 (4) 監査役に報告をした取締役及び使用人に対して、報告を行ったことを理由としていかなる不利益も与えないものとする。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとする。

9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。  
 (2) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、情報・意見交換を行う。  
 (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。  
 (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

## 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力に対してはいかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針として定め、次の通り反社会的勢力の排除に向けた取組みを進めております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

## (1) 社内規程の整備状況

当社は、上記方針のもと、反社会的勢力との一切の取引を禁止しております。また、反社会的勢力に対する具体的な対応方針及び社内体制を定めた「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、個別事案に対処できる体制を整えております。

## (2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社では、反社会的勢力の対応部署を管理部と定めるとともに、不当要求防止責任者を選任しております。

## (3) 反社会的勢力排除の対応方法

## ①新規取引先・株主・役職員について

原則として、民間の調査機関や過去のニュース記事等を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しております。新規取引先と取引を開始する際に取り交わす契約書等の書面には、「反社会的勢力との関係がないこと及び将来においても関係しないこと」の確約を明記することとしております。また、従業員の採用にあたっては同様の誓約書を徴求しております。

## ②既取引先等について

既存の取引先についても、新規取引先同様の調査を年1回以上実施することとしております。

## ③既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

既存の取引先を調査し、反社会的勢力に関係すると判定した場合には、管理部長は速やかに代表取締役及び担当部署長に対し取引の中止を勧告するものとしております。

## (4) 外部の専門機関との連携状況

当社は、「公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター」に加盟し、同団体が主催する講習会や研修支援等を積極的に活用して、日常の情報収集や緊急時における対応力の強化に努めております。また、顧問弁護士との間で、緊急時における連携を確認しております。

## (5) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、管理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を行うこととしております。

## (6) 研修活動の実施状況

当社では、定期的に役職員に対して反社会的勢力対策を含むコンプライアンス研修を実施し、全役職員の反社会的勢力排除に向けた意識の強化及び社内体制の整備に努めております。

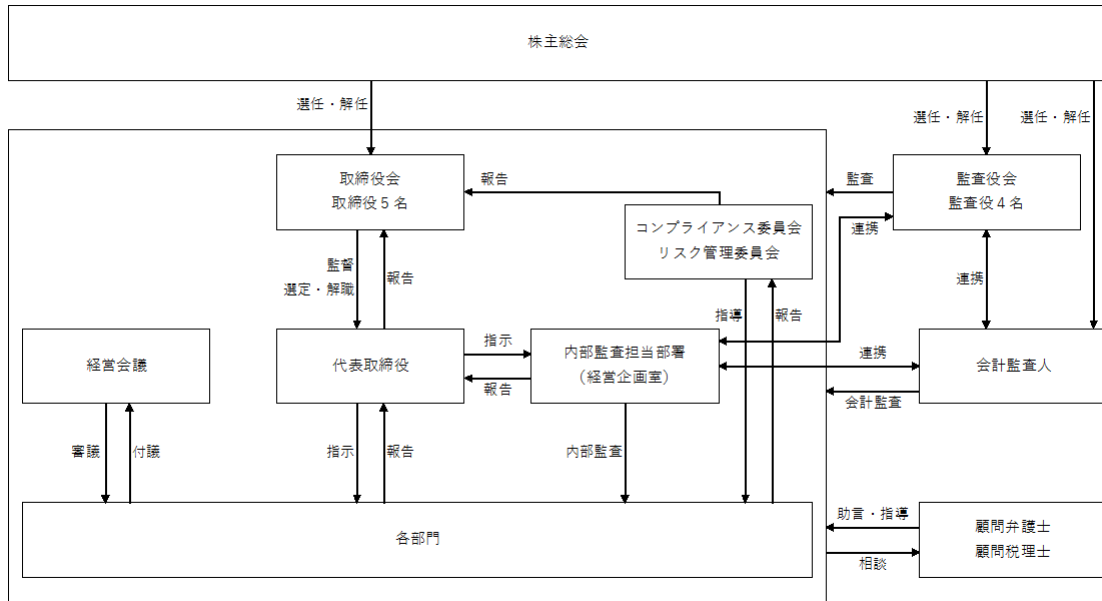
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

